

# 高齢者虐待防止指針

認知症対応型共同生活介護 南寿の里

策定：2021年4月

2022年10月 改定

作成者：虐待防止推進委員会

## 高齢者虐待防止指針

### 1、施設における虐待防止に関する考え方

高齢者の虐待問題は、近年深刻な問題となっており、平成15年に厚生労働省が行った調査で、虐待を受けている高齢者のうち、約1割が生命に危険な状態にあり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっている。そこで、平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行された。

当施設でも虐待を起こさず、利用者の人権を守り、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

### 2、高齢者虐待の定義（八戸市高齢者虐待防止マニュアルより）

高齢者虐待とは、介護施設において職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

虐待の種類

- ①身体的虐待：暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に遮断する行為。
- ②ネグレクト：意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている職員が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状況を悪化させていること。
- ③心理的虐待：脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ④性的虐待：本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- ⑤経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3、虐待防止に向けた委員会その他施設内の組織に関する事項

#### (1) 虐待防止対策委員会の設置

当施設では、虐待防止の推進に向けて虐待防止対策委員会を設置する。

##### ①設置目的

- ・施設内での虐待防止に向けての、ケアの提供環境の現状把握及び改善についての検討
- ・虐待防止に関する職員全体への啓発

##### ②虐待防止対策委員会の構成員

ア) 部署管理者

イ) 介護支援専門員

### ③虐待防止対策委員会の開催

- ・月に1回定期開催する。
- ・必要時は随時開催する。

## (2) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

利用者に関わる全ての職員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①教育委員会による定期的な教育・研修（年2回）の実施（身体拘束適正化の内容も含む）
- ②新任者に対する虐待防止のための研修の実施
- ③その他必要な外部研修への参加

## 4、施設内で発生した虐待等の報告方法等

職員から施設内における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、法人内法令遵守責任者へ報告する。その後は、八戸市策定のフローに沿って報告を行う。

## 5、成年後見制度の利用支援

職員は利用者や家族に対し、相談を受ける中で成年後見制度の説明や申請方法についての支援を行う。

## 6、虐待等に係る苦情の解決について

虐待等に関する苦情が寄せられた場合、直ちに苦情対応委員会・虐待防止委員会への連絡を行い、迅速な解決に向け最大限の努力を行う。

## 7、職員の責務

職員は日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切と思われるケアを発見した場合は、速やかに上長に報告する。職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その兆候を発見した場合は、上長・管理者・施設長に報告する責務を有する。

## 8、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者等に虐待防止への理解と協力を得るため、施設内掲示や施設ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める。